原宿リハビリテーション病院 指定介護訪問リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 原宿リハビリテーション病院(以下「事業所」という。)が行う指定介護訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)が、居宅要介護者(主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。)について、その者の居宅において、その介護予防を目的とする。

《運営の方針》

- 第二条 1. 事業所の訪問理学療法士等は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
 - 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名 称:原宿リハビリテーション病院
- 2) 所在地:東京都渋谷区神宮前 6-26-1

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1) 医師:1名

利用者の診察および訪問リハビリの指示を行う。

2) 管理者(院長):1名

事業所の理学療法士等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

3) リハビリテーション科: 理学療法士 12名

作業療法士 6名

言語聴覚士 1名

主治医との密接な連携と訪問リハビリテーション計画にもとづき、療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

《営業日及び営業時間》

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1) 営業日:月曜日から土曜日、祝日とする。

但し、日曜日、年末年始(12月30日~1月3日)については、利用者、家族、介護支援専門員との相談によりリハビリテーションが必要な場合は適宜訪問リハビリテーションを実施する。

2) 営業時間:8時30分から17時までとする。(時間外は相談に応ず)

《指定訪問リハビリテーション事業の内容》

第六条 指定介護訪問リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1) 病状、障害の観察
- 2) 生活環境への適応
- 3) 廃用症候群の予防
- 4) 基本動作能力の維持・回復
- 5) 日常生活活動の維持・回復
- 6) 対人・社会交流の維持・拡大
- 7) 療養生活や介護方法の指導(介護負担の軽減)
- 8) 日常生活の自立に向けての指導
- 9) 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定介護訪問リハビリテーション事業の利用料等》

第七条 介護保険における指定介護訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣 が定める基準によるものとし、当該指定介護訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスである ときは、その1割又は2割又は3割の額とする。厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する。

高齢者の医療の確保に関する法律・医療保険各法における指定介護予防訪問リハビリテーションを 提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準(訪問リハビリテーション費)によるもの とし、基本利用料及びその他の利用料とする。

1. 利用料金について

[要支援者]

	基本料金	サービス提供	短期集中リハビリ	退院時共同指導加算
		体制強化加算(1)	テーション実施加算	
単位	298 単位/回	6 単位/回	200 単位/日	600 単位/回
料金	3,307 円/回	66 円/回	2,220 円/日	6,660 円/回

[要介護者]

	基本料金	サービス提供	短期集中リハビ	移行支援加算	退院時共同指導加算
		体制強化加算	リテーション		
		(I)	実施加算		
単位	308 単位/回	6 単位/回	200 単位/日	17 単位/日	600 単位
料金	3,418 円/回	66 円/回	2,220 円/日	188 円/日	6,660円

※ 6回/週が限度(退院の日から3ヶ月以内は12回/週まで可能)

	リハビリテーション	リハビリテーション	リハビリテーション
	マネジメント加算 1	マネジメント加算 2	マネジメント加算3
単位	180 単位/月	213 単位/月	270 単位/月
料金	1,998 円/月	2, 364 円/月	2,997 円/月

- ※ リハビリテーションマネジメント加算は要介護者のみ対象です。
- ※ 料金は、1単位の単価を11.10円として計算した額(小数点以下切捨て)です。

2. その他料金

- ・日常生活上必要な物品や嚥下訓練等で必要な物品は実費負担とさせて頂きます。
- ・訪問リハビリにおける、交通費/キャンセル料は頂いておりません。
- 3. 負担割合について
- 要介護被保険者

訪問リハビリテーション費 及び 加算分 1割又は2割又は3割

《通常の事業の実施地域》

第八条 通常の事業の実施地域は、

【渋谷区】

上原 1~3丁目、鶯谷町、宇田川町、恵比寿 1~4丁目、恵比寿西 1~2丁目、

恵比寿南 $1\sim3$ 丁目、大山町、神山町、桜丘町、猿楽町、笹塚 $1\sim3$ 丁目、渋谷 $1\sim4$ 丁目、松濤 $1\sim2$ 丁目、神宮前 $1\sim6$ 丁目、神南 $1\sim2$ 丁目、千駄ヶ谷 $1\sim6$ 丁目、代官山町、富ヶ谷 $1\sim2$ 丁目、道玄坂 $1\sim2$ 丁目、南平台町、西原 1 丁目、幡ヶ谷 $1\sim3$ 丁目、鉢山町、初台 $1\sim2$ 丁目、広尾 $1\sim5$ 丁目、東 $1\sim4$ 丁目、本町 $1\sim6$ 丁目、円山町、元代々木町、代々木 $1\sim5$ 丁目、代々木神園町

【新宿区】

愛住町、赤城下町、赤城本町、揚場町、荒木町、市谷加賀町1~2丁目、市ヶ谷甲良町、市ヶ谷砂土原町1~3丁目、市谷左内町、市谷台町、市ヶ谷鷹匠町、市谷田町1~3丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷船河原町、市谷本村町、市谷薬王寺町、市ヶ谷山伏町、市谷柳町、岩戸町、榎木町、大久保1~3丁目、改代町、片町、神楽坂1~6丁目、歌舞伎町1~2丁目、上落合1~3丁目、河田町、霞ヶ丘町、喜久井町、北新宿1~4丁目、北町、北山伏町、細工町、坂町、左門町、三栄町、信濃町、下落合1~4丁目、下宮比町、新小川町、新宿1~7丁目、水道町、須賀町、住吉町、大京町、高田馬場1~4丁目、箪笥町、筑土八幡町、築地町、津久戸町、天神町、富久町、戸塚町、戸山1~3丁目、内藤町、中井1~2丁目、中落合1~4丁目、中里町、中町、納戸町、西落合1~4丁目、五軒町、西新宿1~8丁目、西早稲田1~3丁目、二十騎町、白銀町、馬場下町、原町1~3丁目、払方町、東榎町、東五軒町、百人町1~4丁目、袋町、舟町、弁天町、本塩町、南榎町、南町、南元町、南山伏町、山吹町、矢来町、横寺町、余丁町、四谷1~4丁目、四谷坂町、四谷見栄町、若葉1~3丁目、若松町、若宮町、早稲田町、早稲田鶴巻町、早稲田南町

【港区】

赤坂 $1\sim9$ 丁目、麻布十番 $1\sim4$ 丁目、麻布台 $1\sim3$ 丁目、麻布狸穴町、麻布永坂町、北青山 $1\sim3$ 丁目、白金 $1\sim6$ 丁目、白金台 $1\sim5$ 丁目、虎の門 $1\sim5$ 丁目、西麻布 $1\sim4$ 丁目、東麻布 $1\sim3$ 丁目、三田 $1\sim5$ 丁目、南青山 $1\sim7$ 丁目、南麻布 $1\sim5$ 丁目、元赤坂 $1\sim2$ 丁目、六本木 $1\sim7$ 丁目

【目黒区】

青葉台 $1\sim4$ 丁目、大橋 $1\sim2$ 丁目、大岡山 $1\sim2$ 丁目、柿の木坂 $1\sim3$ 丁目、上目黒 $1\sim5$ 丁目、駒場 $1\sim4$ 丁目、五本木 $1\sim3$ 丁目、下目黒 $1\sim6$ 丁目、自由が丘 $1\sim3$ 丁目、洗足 $1\sim2$ 丁目、平町 $1\sim2$ 丁目、鷹番 $1\sim3$ 丁目、中央町 $1\sim2$ 丁目、中根 $1\sim2$ 丁目、中町 $1\sim2$ 丁目、中目黒 $1\sim5$ 丁目、原町 $1\sim2$ 丁目、東ヶ丘 $1\sim2$ 丁目、東山 $1\sim3$ 丁目、碑文谷 $1\sim6$ 丁目、三田 $1\sim2$ 丁目、緑が丘 $1\sim3$ 丁目、南 $1\sim3$ 丁目、目黒 $1\sim4$ 丁目、目黒本町 $1\sim6$ 丁目、八雲 $1\sim5$ 丁目、祐天寺 $1\sim2$ 丁目

【世田谷区】

赤堤 $1\sim5$ 丁目、池尻 $1\sim4$ 丁目、梅丘 $1\sim3$ 丁目、大原 $1\sim2$ 丁目、上馬 $1\sim5$ 丁目、上北沢 $1\sim5$ 丁目、上用賀 $1\sim6$ 丁目、北沢 $1\sim5$ 丁目、経堂 $1\sim5$ 丁目、豪徳寺 $1\sim2$ 丁目、駒沢 $1\sim2$ 丁目、桜 $1\sim3$ 丁目、桜丘 $1\sim5$ 丁目、桜上水 $1\sim5$ 丁目、桜新町 $1\sim2$ 丁目、三軒茶屋 $1\sim2$ 丁目、下馬 $1\sim6$ 丁目、新町 $1\sim3$ 丁目、世田谷 $1\sim4$ 丁目、太子堂 $1\sim5$ 丁目、代沢 $1\sim5$ 丁目、代田 $1\sim6$ 丁目、弦巻 $1\sim5$ 丁目、野沢 $1\sim4$ 丁目、八幡山 $1\sim3$ 丁目、羽根木 $1\sim2$ 丁目、深沢 $1\sim8$ 丁目、船橋 $1\sim7$ 丁目、松原 $1\sim6$ 丁目、三宿 $1\sim2$ 丁目、宮坂 $1\sim3$ 丁目、用賀 $1\sim4$

丁目、若林1~5丁目

【杉並区】

永福 $1\sim4$ 丁目、和泉 $1\sim4$ 丁目、梅里 $1\sim2$ 丁目、大宮 $1\sim2$ 丁目、高円寺南 $1\sim5$ 丁目、下高井戸 $1\sim5$ 丁目、浜田山 $1\sim4$ 丁目、堀ノ内 $1\sim3$ 丁目、方南 $1\sim2$ 丁目、松ノ木 $1\sim3$ 丁目、和田 $1\sim3$ 丁目

【中野区】

上高田 $1\sim5$ 丁目、中央 1 丁目 ~5 丁目、中野 $1\sim6$ 丁目、東中野 $1\sim5$ 丁目、本町 $1\sim6$ 丁目、南台 $1\sim5$ 丁目、弥生町 $1\sim6$ 丁目

【品川区】

上大崎1~4丁目

【千代田区】

紀尾井町、麹町 $1\sim6$ 丁目、五番町、永田町 $1\sim2$ 丁目、二番町、隼町、平河町 $1\sim2$ 丁目の区域とする。 その他、地域に関しては要相談。

《緊急時における対応方法》

- 第九条 1. 理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
 - 2. 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員に報告しなければならない。

《事故発生時の対応》

第十条 訪問リハビリの提供により事故が発生した場合には、市区町村・ご家族・居宅介護支援事業者・介 護予防支援事業者又は介護予防支援事業者から委託を受けた居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど 必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合に は、損害賠償を速やかに行います。

《苦情処理》

第十一条 事業者は、利用者からの訪問リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、 迅速かつ適切に対応します。事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としてい かなる不利益な扱いもいたしません。

○ サービス内容に関する相談・苦情窓口

医療法人社団 巨樹の会	リハビリテーション科副院長	03-3486-1222
原宿リハビリテーション病院	栗原 芳久	
東京都国民健康保険団体連合会		03-6238-0177
介護相談窓口		
市町村介護保険相談窓口	渋谷区介護保険課介護相談係	03-3463-3304

《虐待の防止のための措置に関する事項》

- 第十二条 1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3)その他虐待防止のために必要な措置
 - 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

《患者本人に対する診療録等の開示に係る手数料(税別)》

- 第十三条 患者本人に対する開示・閲覧費用は下記の通りとする。
 - 1. 閲覧費用……3,300円 (閲覧は最長2時間まで)
 - 2. 診療録等の謄写……1枚につき 55円
 - 3. 画像の謄写………記録媒体1枚につき1,100円
 - 4. 開示申請に係る手数料 開示申請1件につき330円

《患者本人以外に対する診療録等の開示に係る手数料(税別)》

- 第十四条 患者本人以外に対する開示・閲覧費用は下記の通りとする。
 - 1. 「開示申請の手数料」に含むものとする……3,300円 (閲覧は最長2時間まで)
 - 2. 診療録等の謄写……1枚につき 55円
 - 3. 画像の謄写……記録媒体1枚につき1,100円
 - 4. 開示申請に係る手数料 開示申請1件につき3,300円

《その他運営についての重要事項》

- 第十五条 1. 事業所は、訪問理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務体制を整備する。
 - 1) 採用時研修:採用後1ヶ月以内 2) 継続研修:年2回
 - 2. 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
 - 3. 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、理学療法士等との雇用契

約の内容とする。

- 4. いかなる状況においても、要介護者の自由を制限するような身体拘束は行わない。
- 5. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は原宿リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

《訪問リハビリテーション中止基準》

- 第十六条 台風や雪などの悪天候の場合、下記の条件のいずれかが当てはまれば訪問リハビリテーションの 中止を検討する。
 - 1)1時間雨量が15 mm以上
 - 2) 風速 10m/s 以上
 - 3) 雪 1cm 以上または視界不良の場合

附則

この規定は、2025年10月1日から施行する。